衆議院議員選挙
特集号

広報しんじゅく

日ごろから心がけよう
明るい選挙

平成24年(2012年)
12・3

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111
ホームページ HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/
携帯電話版 HP http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/
携帯電話用二次元コード

発行 新宿区
編集 新宿区選挙管理委員会
☎（5273）3740

衆議院議員選挙
最高裁判所裁判官国民審査
東京都知事選挙

投票日
12月16日(日)
午前7時～午後8時

衆議院の解散に伴う衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査と東京都知事選挙が、12月16日(日)に行われます。今号では主に、衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査についてお知らせします。

※東京都知事選挙の投票ができる方の要件や投票所の変更等について詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページや「広報しんじゅく」東京都知事選挙特集号（11月25日発行）でもご案内しています。

【問合せ】区選挙管理委員会事務局（第1分庁舎3階）☎（5273）3740・FAX（5273）5230へ。

投票できる方

新宿区で投票できる方は、満20歳以上（平成4年12月17日以前に生まれた方）の日本国民で、新宿区の選挙人名簿に登録されている方です。

今回の衆議院議員選挙で新たに選挙人名簿に登録される方は、平成24年9月3日までに新宿区に転入の届け出をし、12月3日現在、新宿区に引き続き住民登録のある方です。

新宿区に転入した方

平成24年9月4日以降に転入の届け出をした方は、新宿区では投票できません。前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

新宿区から転出した方

新住所地の選挙人名簿に登録された方（平成24年9月3日までに転入の届け出をした方）は、新住所地で投票してください。

ただし、新住所地の選挙人名簿に登録されない方（9月4日以降に転入の届け出をした方）のうち、新宿区の選挙人名簿に登録がある方は、転出先が都内・都外でも、新宿区で投票できます。

区内で転居した方

11月16日までに区内で転居の届け出をした方は、新住所の投票所で投票してください。

11月17日以降に転居の届け出をした方は、旧住所の投票所で投票してください。

投票所整理券

衆議院議員選挙の公示日（12月4日(火)）から、住民票の世帯ごとにまとめて封書でお送りします。投票の際は、ご自分の投票所整理券を確認の上、お持ちください。投票所整理券が届かない場合や紛失した場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

※今回お送りする投票所整理券は、東京都知事選挙と共用です。

◆期日前投票のご利用を◆

投票日当日、仕事や旅行、レジャーなどで投票所に行くことができない方は期日前投票ができます。期日前投票の場所・期間は**表1・表2**のとおりです。

時間はいずれも午前8時30分～午後8時です。

衆議院議員選挙は12月5日(水)から、最高裁判所裁判官国民審査は12月9日(日)からです。

表1　期日前投票所の所在地

期日前投票所名	所在地
区役所第1分庁舎	歌舞伎町1－5－1
四谷特別出張所	内藤町87
箪笥町特別出張所	箪笥町15
榎町特別出張所	早稲田町85
若松町特別出張所	若松町12－6
大久保特別出張所	大久保2－12－7
戸塚特別出張所	高田馬場2－18－1
落合第一特別出張所	下落合4－6－7
落合第二特別出張所	中落合4－17－13
柏木特別出張所	北新宿2－3－7
角筈特別出張所	西新宿4－33－7

表2　期日前投票のできる期間

	～12月4日(火)	12月5日(水)～12月8日(土)	12月9日(日)～12月15日(土)
東京都知事選挙	区役所第1分庁舎のみ		区役所第1分庁舎及び各特別出張所
衆議院議員選挙	**投票できません**	区役所第1分庁舎のみ	
最高裁判所裁判官国民審査	**投票できません**		

●持参するものは？

投票所整理券がお手元に届いていれば、整理券裏面の「期日前投票宣誓書（兼請求書）」に必要事項を記入の上お持ちください。

投票所整理券が届いていないなどの場合は、期日前投票所に備え付けてある「期日前投票宣誓書（兼請求書）」をご利用ください。印鑑は不要です。

●住所によって期日前投票所は決められていますか？

期日前投票は、**上表1**のいずれの期日前投票所でもできます。

ただし、投票日当日（12月16日(日)）は、決められた投票所でのみの投票となります。投票所整理券でご確認ください。

●長期の旅行などで期日前投票に行けない場合は？

長期の旅行などで投票日当日の投票所や期日前投票所に行けない場合は、滞在地で不在者投票をすることができます。**【裏面でご案内しています】**

◆投票の方法◆

投票所での投票用紙は２票ずつ交付します。初めに「衆議院小選挙区選挙」と「衆議院比例代表選挙」、次に「最高裁判所裁判官国民審査」と「東京都知事選挙」です。投票用紙への記載方法は次のとおりです。**お間違いのないように記載してください。**

■衆議院小選挙区選出選挙の投票用紙（オレンジ色）には、**「候補者の氏名」**を記入します。記載台にある衆議院小選挙区候補者の一覧（衆議院（小選挙区選出）議員選挙候補者氏名等掲示）から選んでください。

■衆議院比例代表選出選挙の投票用紙（あさぎ色）には、**「政党等の名称（略称可）」**を記入します。記載台にある政党等名の一覧（名簿届出政党等の名称等掲示）から選んでください。

■最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙（白色）には、**裁判官の氏名が印刷してあります。「辞めさせたい裁判官」の氏名の上の欄に「×」**を書きます。辞めさせなくてよいと思う裁判官には何も書かないでください。

■東京都知事選挙の投票用紙（うぐいす色）には、**「候補者の氏名」**を記入します。記載台にある東京都知事候補者の一覧（東京都知事選挙候補者氏名等掲示）から選んでください。

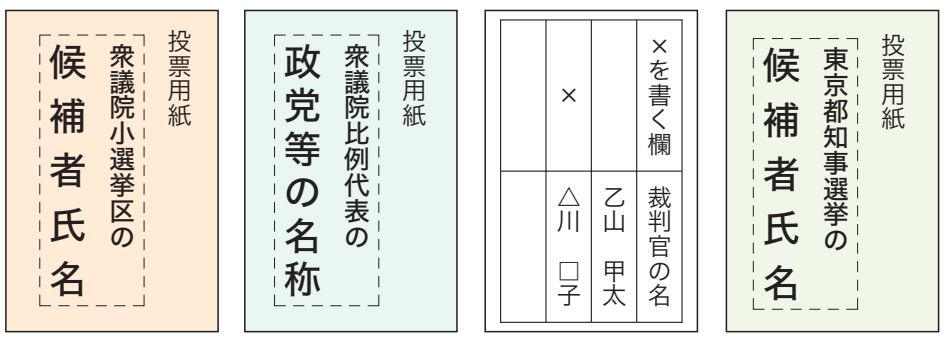

衆議院小選挙区選挙　衆議院比例代表選挙　国民審査　東京都知事選挙

◆投票所変更のお知らせ◆

今回の選挙から、次の投票所が変わります。投票所整理券でご確認ください。

- **第24投票所**…余丁町小学校⇒**「子ども総合センター」（新宿7－3－29）**
- **第26投票所**…旧戸山中学校⇒**「新宿スポーツセンター」（大久保3－5－1）**
  ※11月25日発行の東京都知事選挙特集号では「旧西戸山中学校」と表記しましたが、現在は「旧戸山中学校」と表記を統一しています。
- **第34投票所**…旧西戸山第二中学校⇒**「シチズンプラザB館」（高田馬場4－29－27）**
- **第45投票所**…淀橋第四幼稚園⇒**「淀橋第四小学校」（北新宿3－17－1）**
  ※淀橋第四幼稚園と同じ敷地です。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いています。新聞を購読していない方には配達します。